

その手がつなくこころの輪 忠岡町ボランティアセンター

ボランティアってなに？

誰もが人間らしく豊かに暮らしていける社会を目指し、身近なところで、できることを自らの意志で、無理しないですすんで活動することです。

ボランティアをやりたい方

ボランティアセンターに登録

- ☆自分の意思で行動しましょう
- ☆できることから始めましょう
- ☆無理のない活動が大切です
- ☆約束は守りましょう
- ☆プライバシーは守りましょう
- ☆相手への心くばりを忘れないで
- ☆活動を振り返ってみましょう

ボランティアの相談・依頼の流れ



たとえばこのようなボランティア活動があります

【地域での活動】

- 地区福祉委員会の活動
- 地域の清掃等、パトロール活動
- 災害ボランティア

【施設での活動】

- 話し相手
- 行事などのお手伝い

【子育てに関する活動】

- 子ども食堂
- 子育てサロン
- 保育など

【趣味・特技をいかした活動】

- 技術披露（踊り、楽器、ダンスなど）
- 手芸など
- 障がい者などのスポーツ支援

【在宅の高齢者や障がい者に 関わる活動】

- 話し相手
- 外出や通院のお手伝い
- 手話、朗読
- 各地区サロン活動
- 配食サービス、買い物支援活動

【その他の活動】

- 各種募金活動への協力
- 収集活動（使用済み切手など）



忠岡町
イメージキャラクター
「ただお課長」

日本一小さなまち



町の花「さつき」



町の木「くす」



つながり つどい 支え合う

地域共生のまち

ただおか

社協のしおり



ふれあいネットワーク

〒595-0813

大阪府泉北郡忠岡町忠岡南1丁目9番15号

忠岡町総合福祉センター内

忠岡町社会福祉協議会

TEL 0725-31-1666 FAX 0725-31-3555

E-mail:tadaoka@gold.ocn.ne.jp

忠岡町ボランティアセンター

TEL 0725-31-0892 FAX 0725-31-3555



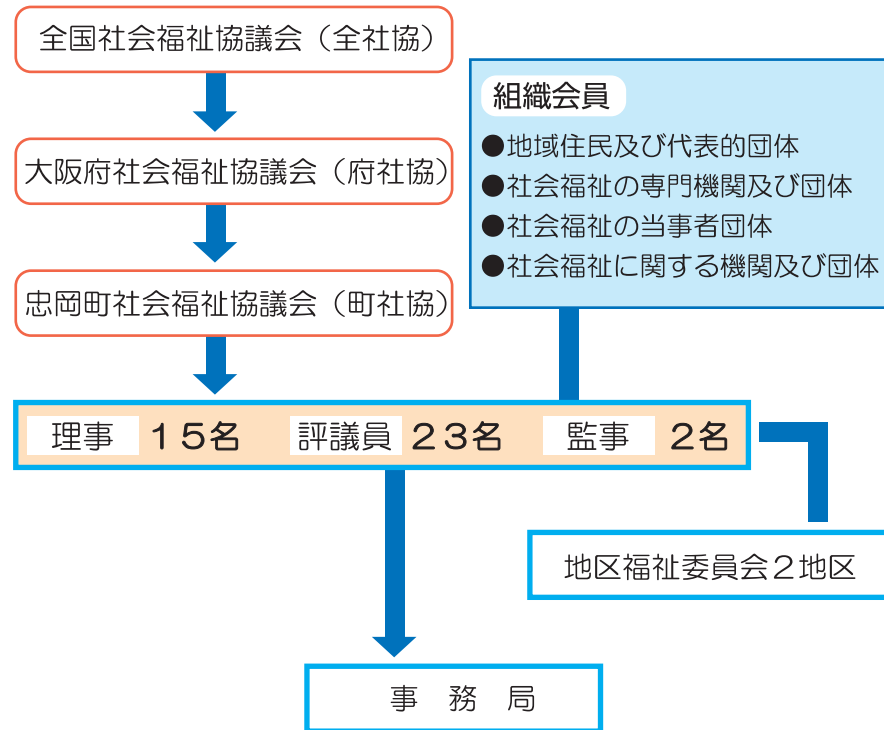
社会福祉法人

忠岡町社会福祉協議会

社会福祉法人 忠岡町社会福祉協議会

忠岡町社会福祉協議会は平成3年7月に社会福祉法人として設立され、忠岡町の福祉を住民のみならず一緒に考えながら「住み慣れた地域でいきいきと、健康で安心して暮らし続ける」まちづくりを目指している組織です。

社会福祉協議会のしくみ



社会福祉協議会とは

都道府県や市区町村において、地域福祉を進める担い手として、昭和26年に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき全国に設置された営利を目的としない民間組織です。

市区町村社会福祉協議会では社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられています。

住民会員制度

忠岡町社協は「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、地域活動の推進を中心とした様々な福祉事業を実施しています。住民会員制度は、その目的達成のための諸活動に財源的賛助・協力を求めるとともに社協活動や地域福祉活動に関心を深めていただくことを目指しています。

- 賛助会員 (一口) 1,000円/年 (個人)
- 特別会員 (一口) 5,000円/年 (法人・団体)

ボランティアセンターの運営

ボランティア活動をはじめたい人やボランティアの支援を求める人の相談を受け、ボランティア活動を支援しています。

- ・ 町内小中学校での福祉講座車いす体験
- ・ ボランティアに関する各種情報の提供・保険の受付



地区福祉委員会

地域住民やボランティア、関係機関・団体の参画により、生活に関わる様々な課題や地域ニーズを把握し、その解決のための個別支援や交流活動、関係機関との連絡調整などを行っています。忠岡町では、2小学校区に忠岡・東忠岡地区福祉委員会が設置されています。各委員会では、地域における福祉の啓発と小地域ネットワーク活動などの推進を通じて、住みよい福祉のまちづくりを進めています。



小地域ネットワーク事業

忠岡・東忠岡地区福祉委員会活動をさらに細分化し、10の小地域を単位として、福祉などの関係者と住民が協働して進める、見守り援助活動のことです。

地域で支援を必要とする高齢者や障がい者・子育て中の家庭などが地域で孤立することなく、安心して生活できるように地域住民による支えあい助け合い活動を展開しています。

- ・ 各地区サロン活動
- ・ ひとり暮らし高齢者等安心見守事業

広報活動

【社協だよりの発行】
社協活動などの情報を発信する。広報紙「ぬくもり」を年4回発行しています。

【ホームページの運営】
社協の事業紹介や最新情報を随時掲載しています。

在宅福祉活動

高齢者の生きがいと健康づくり推進や障がい者の社会参加促進事業を行っています。

- ・ 高齢者グラウンドゴルフ大会
- ・ 障がい者スポーツ教室の実施
- ・ 障がい者交流事業
- ・ 生活支援(買い物支援)事業
- ・ 車いす貸出事業

コミュニティソーシャルワーカー配置事業(CSW) (いきいきネット相談支援センター)

福祉課題を抱える地域の高齢者、障がい者、ひとり親家庭など、支援を必要とする人たちの相談・支援を行います。

- ・ 相談時間 月曜日～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時まで

福祉総合相談

福祉サービスや利用手続き、日常生活上の困り事や心配事、人権等の相談に応じ、関係機関と連携して問題解決のお手伝いをします。

- ・ 定例相談 毎月第3水曜日午前10時～午後3時まで



「赤い羽根」共同募金

赤い羽根共同募金は、民間の社会福祉事業を支援するための募金として「社会福祉法」に位置づけられています。10月から12月までの3カ月間にわたり全国一斉に展開されます。

集められた募金は、配分金として、地域での福祉活動をはじめ、一人暮らし高齢者の給食サービス等に使われています。

- ・ ふれあい給食サービス
- ・ 防災・災害対策事業
- ・ 学童生徒ボランティア普及事業

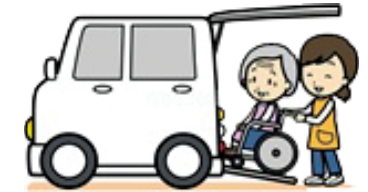


善意銀行の運営

人々の善意(金品)を「預託」という形でお預かりし、必要な方へ橋渡しの役割を担う「善意銀行」を設置しています。

なお、協力いただける方は、直接社協にお持ちいただくか、電話でお問い合わせください。

- 【善意銀行事業】**
- ・ 移送サービス事業
 - ・ おせち料理配食事業



日常生活自立支援事業

認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分でない方が、安心して地域で暮らせるように、福祉サービス利用の援助、生活費の出し入れ等の日常的な金銭管理、通帳や書類をお預かりするなどのサービスを通じて権利擁護を図ることを目的に支援を行っています。

生活福祉資金貸付事業

- ①生活福祉資金**
低所得世帯、高齢者世帯、障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯を対象に自立のための生活資金をお貸しします。
- ②総合支援資金・臨時特例つなぎ資金**
失業等により日常生活全般に困難を抱えている方を対象として、生活の立て直しや経済的自立等を図ることを目的とした貸付を行います。また、住宅喪失者に対して、公的給付や貸付までのつなぎ資金制度もあります。
- ③教育支援資金**
低所得者世帯を対象に、学校教育法に規程する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するために必要な経費を無利子でお貸しする貸付制度です。

※貸付条件が細かく設定されていますので、対象となるかまずお問い合わせください。

福祉団体の活動支援

- * 忠岡町母子寡婦福祉会
- * 忠岡町しょうがい支援福祉会
- * 忠岡町民生委員・児童委員協議会
- * 泉北地区保護司会忠岡分会
- * 忠岡町更生保護女性会
- * 忠岡町遺族会